

学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学
研究費不正使用防止計画

[初 版]

2014（平成 26）年 4 月 1 日

学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学

1. 目的

「学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学研究費不正使用防止計画」（以下「研究費不正使用防止計画」という。）は、学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）における、研究費の不正使用を発生させる要因を減少させ、研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施します。

2. 基本方針

①本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められています。その責務に応えるため、研究費の不正使用を発生させない環境を醸成し、その維持に努めます。

②学生・保護者からの学費等や国民の税金が原資である研究費の使途については、国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められています。一人の不正行為が、研究グループ、最終的には、本学全体の研究活動の停滞を招くという自覚を持つて頂くとともに、万が一、不正使用が発生した場合には、本学は断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底します。

③日頃より、教員と事務職員あるいは学科等と事務局が、互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐため不断の努力を行います。

3. 研究費不正使用防止計画～組織内の責任体制の明確化～

①最高管理責任者

本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者です。「学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学における研究費の不正防止及び不正使用に関する規程」（以下「研究費不正防止規程」という。）第3条第1項第1号の定めにより、本学における研究費の不正使用の防止を総括する学長がその責を担います。

②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正防止規程第3条第1項第3号の定めにより、本学における研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じるよう学長が指名する教育・研究担当副学長が、その責を担います。2014（平成26）年4月1日現在、岡庭義行教授が指名されています。

③コンプライアンス推進責任者

各学科、附属図書館、地域連携推進センター及び事務局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正防止規程第3条第1項第4号の定めにより、各学科、附属図書館、地域連携推進センター及び事務局における研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じるため、各学科長、附属図書館長、地域連携推進センター長及び事務局長がその責を担います。

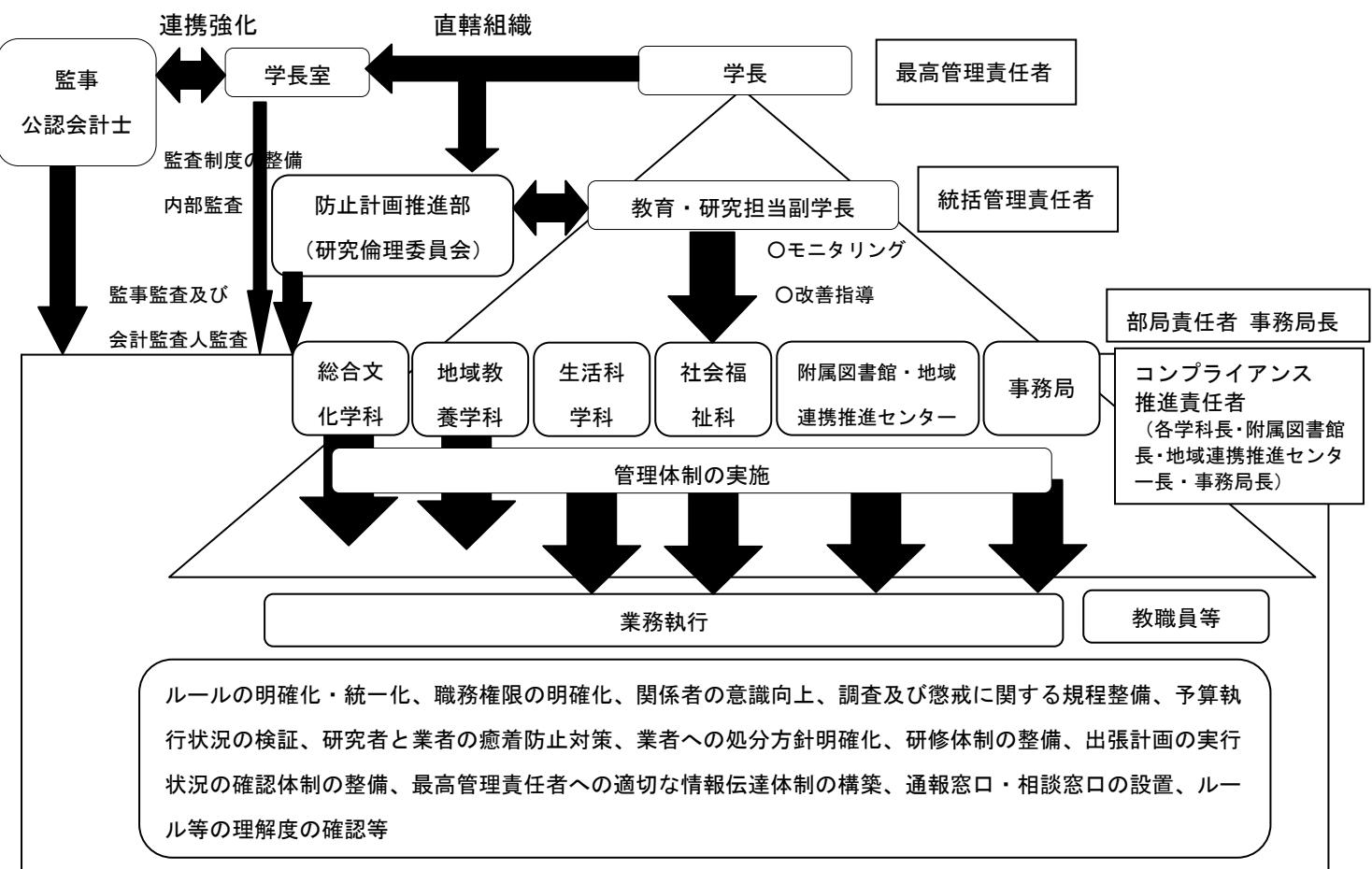
④防止計画推進部署

大学全体の観点から、研究費不正使用防止計画を推進する部署です。学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学研究倫理規程第11条第5項の定めにより、研究費の不正使用の防止に関する事項について、企画及び立案等を行うことを任務とする研究倫理委員会がその責を担います。

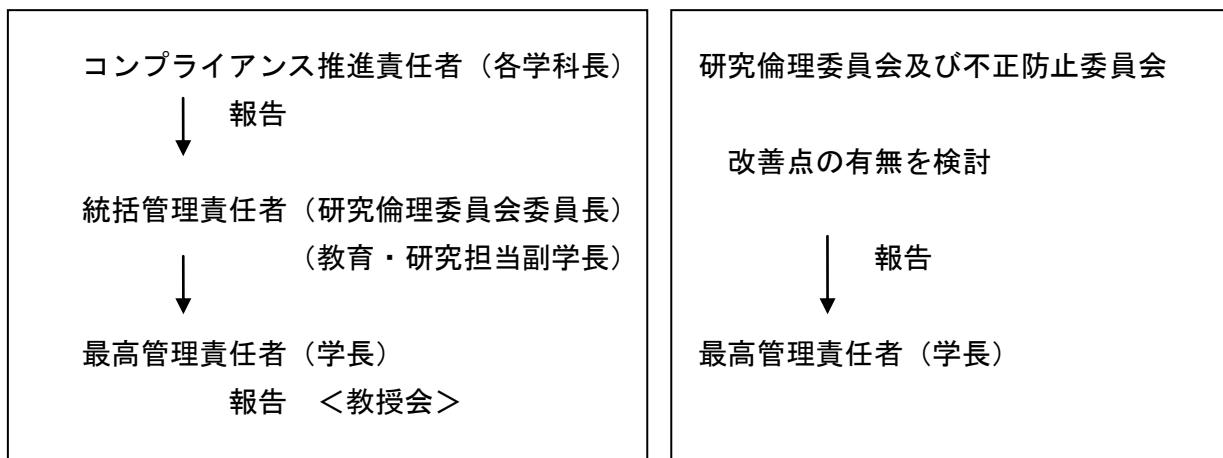
なお、学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学研究倫理委員会委員長は、統括管理責任者である岡庭義行教育・研究担当副学長です。

【参考：本学における研究費不正使用防止管理体制】

学校法人帯広大谷学園 帯広大谷短期大学における研究費不正使用防止管理体制



- ◇ 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者からの実施状況報告をもとに、研究倫理委員会及び不正防止委員会において改善点の有無を検討し、その結果について、最高責任者に報告する。



○各部局等における取り組み

コンプライアンス推進責任者は、本研究費不正使用防止計画に基づき、自己の管理監督又は指導する学科等における不正防止対策を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告します。別に定める実施状況報告書による年1回の報告を基本とし、別途統括管理責任者が指示します。

○適切なモニタリング体制の実現のための取組み

本学の内部監査を担当する各部門において、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、内部統制の実効性の検証等適切なモニタリングが実施できるよう、研究倫理委員会及び不正防止委員会は情報の提供等に努めます。また、研究倫理委員会及び不正防止委員会と各部門がそれぞれの視点で実施している不正防止策に係る情報共有及び意見交換を行う場を設け、連携を強化します。

○研究費不正使用防止計画の見直し

本研究費不正使用防止計画は、コンプライアンス推進責任者からの報告及び文部科学省からの情報提供や他の機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じて不断の見直しを行います。